

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡田忠典の上告趣意中、高等裁判所の判例違反をいう点は、その引用する判例（ただし「昭和四三年」とあるのは「昭和四二年」の誤りと認める。）は事案を異にして本件に適切でなく、地方裁判所および簡易裁判所の判例違反をいう点は、判例違反の主張として適法でなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	岩	田	誠
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三